

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
2	小野由美子（21）	<p>1. 富士市の容器包装プラスチックと廃プラスチック処理における現状とプラスチック削減への取り組みについて</p> <p>家庭系一般廃棄物は、一般家庭から排出されるごみで、富士市が廃棄物処理法に基づき処理しています。その中で、容器包装プラスチックは、容器包装リサイクル法に基づき、市民が分別し排出しています。排出された容器包装プラスチックは、市が、市内業者に委託し、回収・梱包・保管までを行っています。その後、容器包装リサイクル協会に引き取られ、富士市のプラスチックはきれいであることから、再商品化事業者によって、パレットや土木建築資材等々に材料リサイクルされています。その様子を、数年前に菊川市の工場に行き確認してきております。</p> <p>事業系廃棄物は、市内の事業所から排出される廃棄物であり、一般家庭から排出される廃棄物とは別の取り扱いになります。その中のプラスチックごみは廃プラスチックと呼ばれ、産業廃棄物の分類になります。廃プラスチックは、産業廃棄物として、それぞれの排出事業者が、産業廃棄物処理業者に処理を依頼することになっています。</p> <p>現在、中国やマレーシアなどの廃プラスチック輸入国が、相次いで輸入を禁止したことにより、市内でも廃プラスチック処理の行き場に困っているという話を聞きます。</p> <p>そのような事態を受け、解決に向けたさまざまな取り組みが動き始めています。</p> <p>富士市での取り組みと今後の方針について、以下、質問いたします。</p> <p>(1) 富士市で市民から集められた容器包装プラスチックのリサイクルの流れの各段階において、支障は出ていないのか、具体的にお伺いします。</p> <p>(2) 富士市役所庁舎内において、プラスチックごみの収集を行っております。市庁舎のプラスチックごみは、廃プラスチックとして産業廃棄物になります。</p> <p>市庁舎で回収された産業廃棄物である廃プラスチックの処分方法とほかの市内事業所から回収された廃プラスチックの処理方法や処分までの流れを、市はどこまで把握しているのか、そして、現在の状況はどうかお伺いします。</p> <p>(3) 令和元年5月20日に、環境省より「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」という通知が、各都道府県の産業廃棄物を担当している部局に出され、特に「産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理」についての項目では、「管内市町村に周知するように」と書かれています。</p> <p>すなわち、処分に困った産業廃棄物である廃プラスチックを、市のごみ焼却炉で燃やすことができないものか、産業廃棄物の管轄である県から、管内の市町村に聞くようにという内容と理解します。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
2	小野由美子（21）	<p>そこで、静岡県から、環境省の通知に関する働きかけが、富士市にあったのか。その働きかけがあった場合、富士市は、現在の環境クリーンセンターで、そして、来年10月より稼働する新環境クリーンセンターで、廃プラスチックを受け入れ、燃やしていくのかどうか、市当局のお考えをお伺いします。</p> <p>(4) 環境省では、「プラスチックスマート」キャンペーンを立ち上げ、ごみのポイ捨てをなくし、使い捨てプラスチック等を極力減らしていく取り組みを始め、多くの自治体・企業・市民団体が、キャンペーンに参加しています。</p> <p>富士市も、同キャンペーンに参加して、ポイ捨てや使い捨てプラスチックを減らす活動を進めていくべきかと思いますが、市当局のお考えをお伺いします。</p> <p>(5) イベントで数多く使われている使い捨て食器は、1度しか使われずに捨てられます。何度も洗って使い回すことができるリユース食器を使うことで、イベントでのプラスチックごみを大幅に減らすことができます。まさに、国の進めるプラスチックスマートの考え方に適合し、SDGs（持続可能な開発目標）にも寄与するものであります。</p> <p>富士市として、今後、取り組んでいくべきと考えますが、市当局のお考えをお伺いします。</p> <p>(6) 紙のまち富士市として、プラスチックにかわるさまざまな製品、例えば、紙袋・紙ストロー・土にかえる紙製食器等々の商品開発を後押しし、それらの製品を、国に提案していく必要があると思いますが、市当局のお考えをお伺いします。</p>	市長 及び 担当部長